

社会福祉法人荒川区社会福祉協議会

役員報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人荒川区社会福祉協議会定款第25条の規定に基づき、本法人の役員の報酬及び費用について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 専任役員とは、評議員会で選任された役員のうち、本法人が運営する施設等を主たる勤務場所として職員に準じて勤務する者をいう。

(3) 役員報酬とは、報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

(4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する通勤費、交通費、旅費及び手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 本法人は、専任役員の職務遂行の対価として報酬を支給することが出来る。

2 専任役員の報酬は、月額とする。

(報酬額の決定)

第4条 専任役員の報酬は、理事会の決議によって定められた総額の範囲内において、別記「専任役員の報酬額」に基づき、その職務及び資格等を勘案し、会長が理事会の承認を得て決めるものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、正規常勤職員の支給日に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、専任役員からの申し出のある場合には、口座振替の方法により支払うことが出来る。

2 前項の規定により報酬を支払う際、法令等により報酬から控除する金額があるときは、これを控除して支払うことができる。

(日割計算)

第7条 月の途中で、専任役員に就任又は退任したとき、或いは死亡したときの役員報酬は、日割計算により支給するものとし、当該月の所定勤務日数で月額を除して得た日額の勤務日数相当額とする。

(通勤費)

第8条 専任役員には、その勤務の実態に応じて通勤費を支給する。

(費用)

第9条 専任役員がその職務の執行にあたって負担し、又は負担した費用については、その請求があった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

附 則

1. この規程は、平成25年4月1日から施行する。
1. この規程は、平成29年1月25日から施行する。

別 記 1

【専任役員報酬額】

1 基本報酬月額

会 長

200,000円

勤務日数：1週につき3日勤務

勤務時間：午前9時30分から午後5時15分 7時間勤務

そ の 他：①通勤手当支給

②社会保険、労働保険加入

③年次有給休暇

初年度目 5日

2年度目 6日

3年度目 7日

4年度目 8日

5年度目 9日

6年度目以上 10日

④忌引休暇

非常勤職員規程に準じる